古橋前監査委員の辞任理由に関わる調査特別委員会の設置を求める緊急動議

上記動議を、地方自治法第109条の規程により提出する。

令和3年6月16日

かすみがうら市議会議長 岡崎 勉 様

提出者。这些原天

【提出理由】

現在、かすみがうら市の監査委員3名のうち2名が、任期前に相次いで辞任する異常事態に陥っており、古橋監査委員の辞表を提出してまでの勇気ある告発によって、当市の監査制度が正常に機能していない実態が明らかとなった。事と次第によっては重大な地方自治法違反の可能性すら憂慮され、到底看過することは出来ない。

市民の代表たる議会において、今もっとも必要なことは欠員補充を急ぐことではなく、2名の辞任に至る経緯を調査し、かすみがうら市の監査事務局で何が行われ、あるいは行われなかったのかを明らかにし、市の監査制度を正常に戻すことに他ならない。

よって、2元代表制の一翼を担う議会の責務として、辞職した2名の監査委員はじめ関係者からの意見聴取を含む徹底した調査を行い、実態を明らかにすべきである。

以上の理由から、調査特別委員会を速やかに設置することを求める。

以上